

岡山市立鹿田小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年7月策定

平成30年3月改定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

*いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止の基本的な考え方

（1）いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童生徒は、いじめをおこなってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

（2）学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止の対策のための組織

（1）生徒指導部会

児童の現状についての情報交換及び指導内容や指導方法等についての話し合いを行うため、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年の生徒指導部員等による「生徒指導部会」を月1回開催する。

（2）（拡大）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、養護教諭、各学年担当者による「いじめ対策委員会」を設置し、原則として月1回以上開催する。また、上記の本校教職員に、いじめ専門相談員、子ども相談主事、スクールカウンセラー等外部の専門家を加えて構成する「拡大いじめ対策委員会」を機会を設けて開催する。

いじめ等が発見された場合は、該当学級の担任及び関係する教職員も加え、臨時に「いじめ対策委員会」を、また、状況により「拡大いじめ対策委員会」を開催す

る。また、「学校問題相談窓口」に報告して、指導・助言を仰ぐなど、教育委員会と連携して早期対応にあたる。

「(拡大) いじめ対策委員会」では、次のような活動を行う。

- ①いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針の実行・検証・修正
- ②いじめに関する相談・通報等への対応
- ③いじめの判断と情報収集
- ④いじめ事案への対応検討・決定 等

(3) 職員連絡会

生徒指導上の問題やいじめ防止に関する事項、いじめの状況について、必要な場合は週1回の職員連絡会で担当者からの報告等を行い、全教職員で共通理解する。緊急を要する場合は定例連絡会を待たず、臨時連絡会を開催する。

3 いじめの未然防止のための取組

(1) 児童一人ひとり、生命尊重の態度、人権尊重の意識、自己有用感を育成するために、以下のような取組を行う。

①分かる授業づくり

一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るととも学習に対する達成感・成就感を育てる。また、授業を公開する機会をすべての学年で実施し、互いの資質を高め合う体制づくりに努める。

②道徳教育の充実

学年に応じて題材や資料等を工夫し、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

③体験活動の充実

- ・あいさつ運動（児童会が中心となってあいさつ運動を行う。）
- ・「わくわくハーモニー」（音楽朝会）、「長縄タイム」（全校体育）、「さわやか読書」
- ・ボランティア活動（地域の公園清掃、6年生の朝掃除、クリーンタイム）
- ・栽培活動
- ・異学年・保育園・幼稚園との交流
- ・地域住民との交流（昔遊びの会など、異世代の地域住民との交流行事の実施。）

④学級経営の充実

学級目標の達成をめざして友達とよりよい学級をつくっていこうという気持ちを高める。また、友達と協力したり、互いのよさを見つけたり考え方の違いに気づかせたりする活動を多く取り入れ、互いのよさを認め合おうという気持ちを育てる。また、ASSESS、hyper-QUなどの質問紙調査を活用し、共に成長し合う学級集団づくりを進める。

⑤教育相談体制の整備

- ・ハートライン（児童との教育相談）
担任による学級全員の児童との面談を学期に1回実施し、児童理解に努める。
- ・ほっとらいん（保護者との教育相談）

年間約10回の保護者との教育相談日を設定し、保護者の希望により放課後に面談し、相談を受けたり児童のよりよい成長について話し合ったりする。

・相談体制の活用

児童や保護者にスクールカウンセラーの存在や役割について伝え、悩み等を相談できるよう、相談体制の充実を図る。

⑥人権週間の設定

年間3回の人権週間を実施する。低学年にも理解できるよう、放送による読み聞かせや講話など、方法を工夫するとともに、「鹿田小学校の子どもはいじめをしない。」ということを繰り返し伝える。また、学級でも学年の実態に合わせて人権についての指導を行う。

⑦インターネットを通じて行われるいじめ防止に関する指導

高学年を中心にして、インターネット・携帯電話等によるいじめや情報モラルについての指導を年間1回実施する。

(2) 教職員の組織的な対応と関係機関との連携のために、以下のような取組を行う。

①いじめに関する研修を毎年実施し、いじめ問題への対策を実施するうえでの留意点などについて、教職員の共通理解を図るとともに、いじめの認知能力やその後の対応能力の向上に努める。また、スクールカウンセラーによる研修を年間3回実施し、教育相談的な聴き方演習や児童理解についての資質向上を図る。

②教職員が一人で問題を抱え込むことなく、管理職へ報告したり、学年団などに協力を求めたりするとともに、生徒指導部会やいじめ対策委員会で、情報を共有して解決にあたるなど、「報告・連絡・相談」を大切にして、組織的な対応を心がける。

(3) 保護者・地域との連携の強化

家庭や地域での児童への関わり方を共に考えることで、いじめの根絶に向け、児童生徒を見守り、健全な成長を支援する地域ぐるみの取組を地域連携・生徒指導・交通指導担当教員を中心に推進する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) 生活アンケートを年3回以上実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。

(2) 教育相談（ハートライン）や個別懇談（ほっとらいん）を実施する。

(3) 日記や連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(4) 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化を図り、児童とかかわる時間を多くとるよう、努める。

(5) ささいな兆候であっても、行為や訴えの内容を軽視することなく、いじめの疑いがある行為には早い段階から適切な関わりをもつ。

(6) いじめの有無の確認にあたっては、以下のような児童の心理や特性に留意する。

- ・自分がいじめられているということを保護者や友達に知られたくないという意識から、いじめられた児童本人がいじめられていることを認めない場合
- ・いじめた児童への恐怖心や仲間はずれにされるのではないかと不安から、いじめられた児童本人がいじめられていることを認めない場合
- ・障害のある児童がその障害の特性により、いじめられているということを認識しにくい場合
- ・いじめた児童が「いじめられた児童にも問題がある。」というような主張をす

る場合(仮にいじめられた児童に何らかの指導が必要な事項があったとしても、それをもっていじめでよい理由には絶対ならないことを、毅然とした態度で指導しなくてはならない。)

5 いじめに対する早期対応

- (1) いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにやめさせる。
- (2) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- (3) いじめの解決に向けて、組織的対応を行う。 *別紙1
- (4) いじめの事実を確認した場合は速やかに生徒指導主事と管理職に報告する。
- (5) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を立ち上げ、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる。
- (6) いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (7) いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- (8) 周りではやし立てたり、同調したりしていた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担するものであることを理解できるように指導する。
- (9) いじめを当事者だけの問題でなく全体の問題として考えられるよう、様々な資料をもとに話し合い、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態の定義
 - ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(例えば、児童が自殺を企画した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合など)
 - ②いじめにより児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ③児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。
- (2) 重大事態への対応
 - ①校長が、重大事態と判断した場合、直ちに教育委員会へ事態発生について報告する。
 - ②教育委員会の判断により学校が主体となって事態の調査にあたる場合は、学校の下に調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。(教育委員会が調査主体となる場合は、資料の提供など、調査に協力する。)
 - ③調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた適切な措置をとる。
 - ④調査によって明らかになった事実については、いじめを受けた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

いじめに対する対応

岡山市立鹿田小学校

